

長時間労働を解消するため、教職員定数の抜本的な改善と 残業代を支給可能とする給特法改正を求める職場決議

文部科学大臣 盛山 正仁 殿

5月13日、中央教育審議会「質の高い教師の確保特別部会」の審議のまとめが確認され貴職に手交されました。審議のまとめは、現場の教職員の願いである、基礎定数の増員を否定し、加配定数増に留まる極めて不十分なものでした。また、実際におこなわれている長時間にわたる時間外勤務に対し、一般行政職と同様な時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理を行うことは適当ではなく、時間外勤務手当支給が教育現場に馴染まないと、長時間労働の解消にはつながらない教職調整額の改善を図るとしています。また、新たな職の新設や、人材確保法にもとづく義務教育等教員特別手当を傾斜配分し担任手当を創設するなど、メリハリある給与体系の導入で、教職員の協力が不可欠な学校現場に分断を持ち込み、管理統制を強めようとしています。

現場が望むのは、給特法により時間外勤務を命じてはならない教育現場において、超勤4項目以外の業務量の増大により、長時間労働が蔓延している現状を解消することです。以下の要求項目を職場として決議し、職場要求書として文科大臣に提出します。教育現場の声を重く受け止め、長時間労働解消のため、下記の施策を講じられますよう求めます。

【 要求項目 】

1. 長時間労働を解消するため、勤務時間内に授業準備やすべての業務が完了できるよう、教職員定数を大幅に増員するため、義務・高校標準法の改正を行うこと。
2. 在校等時間や持ち帰り業務を労働時間として規定し、実際に働いた時間外勤務について、残業代を支給可能とする給特法の改正を行うこと。
3. 教職員の管理統制強化につながる「新たな職」の新設は白紙撤回すること。

〈 職場の要求 〉

職 場 名	
代 表 者 名	

全教・教組共闘連絡会

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館3階
TEL03-5211-0123 FAX03-5211-0124